

令和 8 年 2 月 17 日

各 位

愛知県中央信用組合

### 不祥事件の発生と当組合元職員の逮捕について

この度、誠に遺憾ではございますが、当組合において不祥事件が発生し令和 8 年 2 月 17 日当該不祥事件の当事者である当組合元職員が逮捕されました。

信用と信頼を第一とし、高い倫理観が求められる金融機関として、このような不祥事件を発生させてしまったことについて、役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われたお客様をはじめ、日頃より当組合をご愛顧いただいておりますお客様、地域の皆さまに対し、多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを重ねて心よりお詫び申し上げます。

#### 1. 不祥事件の概要

事 故 者：元涉外職員（30 代 男性）

発 生 店 舗：安城支店

事故の内容：事故者が担当するお客様（6 名）から現金を横領・着服し、遊興費などに費消していました。

被 害 状 況：被害者数 定期積金等取引顧客 6 名

事故金額 5,354,461 円（事故者が横領・着服した金額の累計額）

発 生 期 間：令和 6 年 12 月 27 日～令和 7 年 5 月 21 日（5 ヶ月）

発 覚 日：令和 7 年 7 月 17 日（木）

発覚の経緯：被害に遭われたお客様からの問い合わせにより、内部調査を実施した結果判明しました。

#### 2. 被害に遭われたお客様への対応

被害に遭われたお客様には、速やかに訪問し事実関係を説明させていただくとともに、深く反省し謝罪いたしました。その上で、実被害に遭われたお客様に対しては、当組合から被害金額全額を補填させていただきました。

#### 3. 関係機関への報告等

本事案発覚後、速やかに監督官庁へ報告し、法令に基づく届け出を行うとともに、所管警察署へ被害届を提出しております。

#### 4. 関係者の処分

事故者について、令和 7 年 8 月 7 日付で懲戒解雇処分といたしました。

また、その他関係者の処分につきましても、当組合の規程に基づき厳正な処分を行って参ります。

## 5. 今後の対応

今回の不祥事件を厳粛に受け止め、法令等遵守の更なる徹底等、再発防止に向けた内部管理体制の充実・強化を図り、信頼回復に向けて役職員一同全力で取り組んで参ります。

また、本件につきましては、今後も警察の捜査に全面的に協力して参ります。

## 6. 本件に関するお問い合わせ先

弊組合とのお取引において不審な点やお気づきのことがございましたら、大変お手数をお掛けしますが、下記までお問合せくださいますよう、お願い申し上げます。

### 〈お客さま専用窓口〉

愛知県中央信用組合 お客様相談室

電話番号 0120-555-704

### 〈報道関係者窓口〉

愛知県中央信用組合 総合企画部

電話番号 0566-41-9814

受付時間 午前9時から午後5時半まで（土・日・祝日は除く）

以上